

静岡文化芸術大学学生相談室規則

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則第49条の規定に基づき学生相談室(以下「相談室」をいう。)を置き、運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 相談室は、学生の学生生活上の相談等(以下「学生相談」という。)に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及びカウンセリングに関すること。
- (2) その他学生相談に必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 相談室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) カウンセラー

2 室長は、学生部長をもって充てる。

(学内組織との連携)

第5条 相談室は、業務を行うに当たり、学生の生活支援及び福利厚生に関する事務を所掌する教務・学生室と、緊密な連携を図るものとする。

2 相談室は、学生の相談内容等により、必要に応じて保健室、修学サポート室、学生委員会、障害学生修学支援委員会、ハラスメント防止委員会その他の関係学内組織と連携を図るものとする。

(事務)

第6条 相談室の事務は、教務・学生室において処理する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。